平成２９年（フ）第６７７号
神奈川県小田原市小八幡２丁目７番12号　ガーデンコートＡ101号室
債務者　大谷　雅之
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６７８号
神奈川県小田原市小八幡２丁目７番12号　ガーデンコートＡ101号室
債務者　大谷　　香
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５９号
金沢市円光寺１丁目11番２号　県営住宅18棟10号
債務者　砺波外代子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６０号
金沢市富樫２丁目11番34号　フラワァーロード207号、従前の住所金沢市泉が丘１丁目３番５号
債務者　伊津美　拓
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８７５号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目752番地　コンセール関山103号
債務者　貴島　篤秀
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６７号
広島県福山市松永町４丁目24番36号　シャルマンメゾン204
債務者　俣野　牧子（旧姓川人）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１７２号
広島県福山市多治米町３丁目２番14号
債務者　飯田祥二郎
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１７５号
広島県福山市新市町大字戸手2199番地、前住所広島県福山市新市町大字戸手683番地　レオパレスＢＡＬＺＡＣ107
債務者　表原　多孝
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７４５号
千葉県松戸市新松戸４丁目32番地の１　新松戸東パークハウスＡ－102
債務者　梶原千奈美
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６１号
千葉県柏市大島田115番地７
債務者　吉永　真琴
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８０６号
千葉県野田市関宿町1271番地　石綿奈美方
債務者　染谷　**静**夫
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８４１号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１　常盤平公団住宅３街区10棟104号
債務者　髙橋　峰雄
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８５６号
千葉県我孫子市南新木３丁目５番地の２（１－103号）クレストM壱番館
債務者　広瀬　正一
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８５７号
千葉県我孫子市南新木３丁目５番地の２（１－103号）クレストM壱番館
債務者　広瀬　信子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８７７号
千葉県松戸市竹ケ花西町308番地の８
債務者　牧野由美子（旧姓伊熊）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６５４号
千葉県松戸市新松戸６丁目273番地の２　コンフォルタブルＢ－202号
債務者　渡邉　亜依
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部